

生産緑地地区の買取申出について

入間市役所 都市整備部都市計画課

都市計画で定めている生産緑地は、次の理由に該当する場合、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取りを申し出ることができます。なお、筆の一部に対して買取りを申し出の場合は分筆が必要です。

●買取りを申し出ることができる理由

- ・生産緑地に指定（都市計画の決定告示の日）されてから30年が経過した場合。
- ・農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障を有した場合。

※故障を理由とする場合、個別面談（故障者本人との面談等）を行います。

●申出後の流れ

- ・市で買取るか否かを決め、受付日より1ヶ月以内に申出者に通知します。
- ・買取らない場合には、農業者への斡旋を農業委員会に依頼します。
- ・上記の斡旋ができずに、申出書の提出から3ヶ月が経過した場合には、生産緑地地区として課されていた行為の制限が解除されます。

●その他

- ・買取申出事由が生産緑地法で定められた要件に該当しない場合には、申出書は受理できません。詳細については下記にご相談ください。
- ・行為の制限が解除されるまで、当該生産緑地地区は農地等としての管理が義務づけられており、農地転用はできません。

【問合せ】

入間市役所 都市整備部 都市計画課

電話 04-2964-1111 内線 3313～3315、3382